

## 第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

### 第1章 平素からの備え

#### 第1 組織及び体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準、関係機関との連携、情報収集・提供の体制等について定める。

#### 1. 市における組織・体制の整備等

##### (1) 市の各対策部における平素の業務

市の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

##### 【市の各対策部における平素の業務】

対策部名	課名	業務
事務局	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"><li>・市国民保護協議会の運営に関する事</li><li>・市国民保護計画の見直しに関する事</li><li>・避難施設の指定に関する事</li><li>・備蓄物資に関する事</li><li>・非常通信体制の整備に関する事</li><li>・国民保護に係る研修及び訓練に関する事</li><li>・国民保護に関する各部局間の調整に関する事</li><li>・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事</li><li>・避難指示等の指示に関する事</li><li>・その他各対策部に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li></ul>
総務対策部	総務課	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員の動員及び服務に関する事</li><li>・防災行政無線等による住民広報に関する事</li><li>・市民からの情報等の対応に関する事</li></ul>
	財政課	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策関係予算に関する事</li><li>・災害対策用物資の調達及び資材の購入に係る契約に関する事</li><li>・車両の調達及び管理に関する事</li><li>・輸送関係機関との連絡調整に関する事</li><li>・庁舎の点検、整備及び復旧に関する事</li><li>・市有財産の被害の取りまとめに関する事</li><li>・通信の確保に関する事</li></ul>
	税務課	<ul style="list-style-type: none"><li>・市税の減免及び徴収猶予に関する事</li><li>・その他税対策に関する事</li></ul>
	企画政策課 企業誘致・ 魅力づくり室	<ul style="list-style-type: none"><li>・安否情報及び被災情報の収集・広報体制の整備に関する事</li><li>・特殊標章の交付体制に関する事</li></ul>

	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害時に係る会計事務に関する事</li> <li>その他会計課内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> <li>総務対策部内又は他の部の応援に関する事</li> </ul>
	選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙管理委員会内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> <li>総務対策部内又は他の部の応援に関する事</li> </ul>
	監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査委員事務局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> <li>総務対策部内又は他の部の応援に関する事</li> </ul>
	夷隅地域市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部その他関係機関との連絡体制の整備に関する事</li> <li>夷隅地域市民局の職員配備に関する事</li> <li>夷隅地域の被害状況の収集及び本部への報告に関する事</li> <li>その他夷隅地域市民局に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
	岬地域市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部その他関係機関との連絡体制の整備に関する事</li> <li>岬地域市民局の職員配備に関する事</li> <li>岬地域の被害状況の収集及び本部への報告に関する事</li> <li>その他岬地域市民局に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
救助対策部	福祉課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>乳幼児等の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>救援物資に関する事</li> <li>赤十字標章の交付体制に関する事</li> <li>死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事</li> <li>その他救助対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
	健康高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>その他救助対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
	市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届、埋火葬に関する事</li> <li>その他救助対策部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理に関する事</li> <li>その他救助対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
産業対策部	農林課 水産商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産業施設等の災害対応体制の整備に関する事</li> <li>漁港・港湾施設に関する事</li> <li>物資運送に関する事</li> <li>商工労働団体、機関との連絡調整に関する事</li> <li>その他産業対策部内に関する武力攻撃災害対応に関する事</li> </ul>
	農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業施設等の災害対応体制の整備に関する事</li> <li>その他農業委員会内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> <li>産業対策部内の応援に関する事</li> </ul>

建設対策部	建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁に関する事</li> <li>・河川、ダムに関する事</li> <li>・公園施設に関する事</li> <li>・応急仮設住宅等の確保及び修理に関する事</li> <li>・その他建設対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
給水対策部	水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設に関する事</li> <li>・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関する事</li> <li>・その他給水対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
教育対策部	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び教育施設に関する事</li> <li>・児童・生徒等の安全、避難等に関する事</li> <li>・学用品の確保、調達に関する事</li> <li>・その他教育対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保護に関する事</li> <li>・社会教育施設の被害調査及び対策に関する事</li> <li>・その他教育対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> <li>・避難所の開設に関する事</li> <li>・避難所の開設・運営支援に関する事</li> </ul>

## (2) 市職員の参集基準等

### ア 職員の迅速な確保

市は、武力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

### イ 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下、「消防本部」という。）との連携を図りつつ、当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### ウ 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

#### 【職員参集基準】

体制	職員の参集を要する課・人数	摘要
① 担当課体制	・危機管理課 ・その他事態関係課	地域防災計画における第2配備を基に各課であらかじめ定める
②国民保護等連絡室体制	・全課 (各部の概ね1/2の職員)	地域防災計画における災害対策本部（第4配備）
③国民保護対策本部体制	・全課 (全ての市職員参集)	地域防災計画における災害対策本部（第5配備）

- ・担当課体制は、危機管理課長が設置し、速やかに市長に報告する。
- ・国民保護等連絡室は、市長が設置する。
- ・国民保護対策本部は、内閣総理大臣の通知に基づき市長が設置する。



#### カ 交代要員等の確保

市は防災に関する体制を活用しつつ市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食糧、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

### (3) 消防機関の体制

#### ア 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### イ 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### (4) 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### ア 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当部課を定める。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

**【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】**

救済手続	左の内容	担当部課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)	財政課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)	財政課
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)	財政課
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1・5 項)	財政課
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	総務課
争 訟	不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条) 訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	総務課

イ 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 2. 関係機関との連携体制の整備

### (1) 基本的考え方

#### ア 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### イ 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### ウ 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### (2) 県との連携

#### ア 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（F A X）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### イ 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### ウ 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### エ いすみ警察署との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、いすみ警察署と必要な連携を図る。

### (3) 近隣市町村との連携

#### ア 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結

されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

#### イ 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防本部との緊密な連携及び近接市町村の消防団との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### (4) 指定公共機関等との連携

#### ア 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### イ 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### ウ 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

### (5) ボランティア団体等に対する支援

#### ア 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

#### イ 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 3. 通信の確保

#### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

※【非常通信協議会】：電波法第 74 条第 1 項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

#### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート の複数化や、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系やその他の防災行政無線の整備に努めるとともに、デジタル化の推進も図るなど、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努める。

#### 4. 情報収集・提供の体制整備

##### (1) 基本的考え方

###### ア 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

###### イ 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

##### 【体制の整備に当たっての留意事項】

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>	

#### ウ 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

### (2) 警報等の伝達に必要な準備

#### ア 警報の伝達体制の整備

市は、県知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を検討する）。

#### イ 防災行政無線の整備

市は、非常通信体制の確保に当たっては、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系やその他の防災行政無線の整備に努めるとともに、デジタル化の推進も図るなど可聴範囲の拡大を図る。

なお、市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

#### ウ いすみ警察署及び消防本部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、いすみ警察署及び消防本部との協力体制を構築する。また、必要に応じて勝浦海上保安署等との協力体制を構築する。

#### エ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### オ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、漁港、病院、駅、大規模集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

#### カ 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

ア 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という）第1条に規定する様式第1号（避難住民・負傷住民）及び様式第2号（死亡住民）の安否情報収集様式に基づき収集し、同省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールにより、県に報告する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

なお、安否情報に関しては、「個人情報保護法」の規定に留意する。

**【様式第1号及び様式第2号に基づく収集・報告すべき情報】**

1. 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ その他個人を識別するための情報
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答の是非（①～⑪を対象）
- ⑬ 知人からの照会に対する回答の是非（①・⑦・⑧を対象）
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答の是非（①～⑪を対象）

2. 死亡住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ その他個人を識別するための情報
- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答の是非（①～⑩を対象）

【様式第3号に基づく安否情報報告書】

① 氏名	② フリガナ	③ 出生の年月日	④ 男女の別	⑤ 住所	⑥ 国籍	⑦ その他個人を識別するための情報	⑧ 負傷(疾病)の該当	⑨ 負傷又は疾病の状況	⑩ 現在の居所	⑪ 連絡先その他必要情報	⑫ 親族・同居者への回答の希望	⑬ 知人への回答の希望	⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
  - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
  - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

イ 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

ウ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

ア 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）  
 平成 年 月 日 時 分  
 いすみ市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
  - (1) 発生日時 平成 年 月 日
  - (2) 発生場所 いすみ市 町 丁目 番号（北緯 度、東経 度）
- 2 発生した武力攻撃の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住宅被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

イ 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 5. 研修及び訓練

### (1) 研修

#### ア 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### イ 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】：<http://www.kokuminhogo.go.jp>

※【総務省消防庁ホームページ】：<http://www.fdma.go.jp>

#### ウ 体制の整備に当たっての留意事項

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国民保護及び危機管理に関して知見を有する県、自衛隊、勝浦海上保安署等、県警察、消防本部の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### (2) 訓練

#### ア 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、県警察、勝浦海上保安署等、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするように努める。

#### イ 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

(ア) 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

- (イ) 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- (ウ) 避難誘導訓練及び救援訓練

ウ 訓練に当たっての留意事項

- (ア) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (イ) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (ウ) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (エ) 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (オ) 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (カ) 市は、いすみ警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2 避難及び救援に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く）

### 1. 避難に関する基礎的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図  
（※人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト  
（※避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト  
（※鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）  
（※鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト  
（※避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
（※備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト  
（※避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧  
（※代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト  
（※消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）  
（※消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者名簿

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しながら、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】：武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針平成

25年8月)参照。避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされています。また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供するように努める。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2. 避難実施要領のひな型の作成

市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、勝浦海上保安署等、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のひな型をあらかじめ作成する。

### 3. 救援に関する基礎的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみ、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 4. 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

## 【把握しておくべき運送輸送力及び輸送施設に関する情報】

1. 輸送力に関する情報
  - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
  - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
2. 輸送施設に関する情報
  - ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
  - ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
  - ③ 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
  - ④ ヘリポート等

### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5. 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

### 第3 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等において、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下の通り定める。

#### 1. 生活関連等施設の把握等

##### (1) 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

#### 【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省・農林水産省
	第28条	1号	危険物
2号		毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
3号		火薬類	経済産業省
4号		高圧ガス	経済産業省
5号		核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省・経済産業省
6号		核原料物質	文部科学省・経済産業省
7号		放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
8号		毒薬及び劇薬（医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省・農林水産省
9号		電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号		生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号		毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、いすみ警察署及び勝浦海上保安署等との連携を図る。

## 第4 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下の通り定める。

### 1. 基本的考え方

#### (1) 防災のための備蓄との関係

市が備蓄すべき物資や資材については、防災のための物資や資材と共通するものが多いので、原則として、国民保護措置のためと防災のための備蓄とを相互に兼ねることとする。

また、市は、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備するものとする。

#### (2) 県との連携

市は国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について県全体としての対応を踏まえながら、県との密接な連携のもとで対応するものとする。

#### (3) 平素からの県民自らの備蓄について

市が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、市は、市民が平素から自ら備蓄するよう啓発していく。

### 2. 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから可能であるものについては原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられる安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 県、市町村その他関係機関との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措

置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 3. 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第5 要配慮者の支援体制

高齢者、障害者、乳幼児及び外国人などいわゆる要配慮者は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

### 1. 要配慮者に関する配慮

市は、要配慮者について、次のとおり配慮するものとする。

- ア 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- イ 生活支援のための人材確保
- ウ 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- エ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- オ 病状あるいは障害の状況等に応じた介助用品または補装具の確保又は提供
- カ 避難施設または居宅への必要な資機材の設置又は配布
- キ 避難施設または居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ク 要配慮者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

### 2. 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておく。

また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害等に関する知識の普及啓発を行う。

### 3. 児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努める。

### 4. 外国人に対しての配慮

市は、外国語版のパンフレット、ビデオ等を作成することにより、外国人に対して、武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うものとする。

## 第6 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1. 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

## 第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

### 第1 事態認定前の対処

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも想定される。

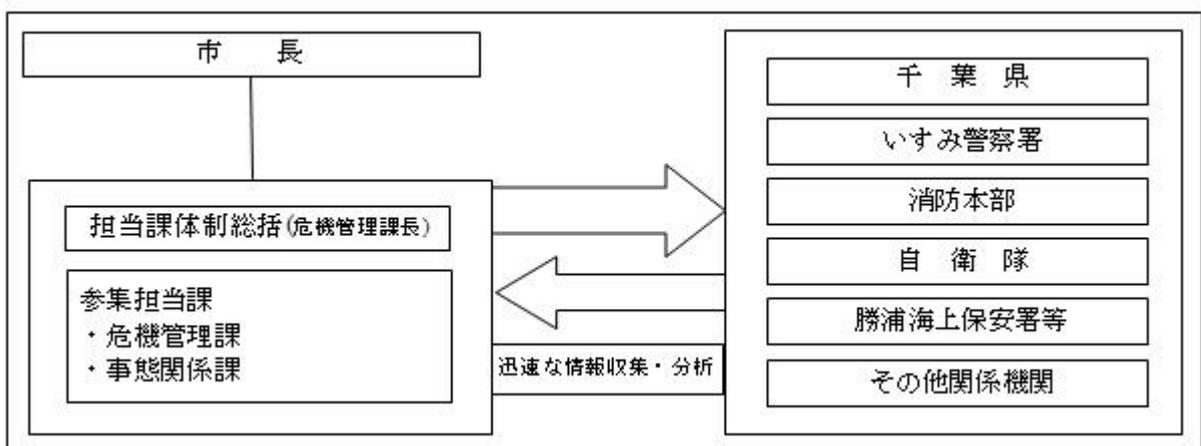
このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、国による事態認定の前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1. 担当課体制の配備及び国民保護等連絡室の設置と初動措置

##### (1) 担当課体制の配備

ア 危機管理課長は、多数の死傷者が発生したり、建物が爆発するなど武力攻撃事態が疑われる情報を入手した場合においては、市として情報収集・分析を行うため、「担当課体制」を配備する。「担当課体制」は、危機管理課（国民保護担当課）など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

##### 【担当課体制の組織構成】



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

※消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

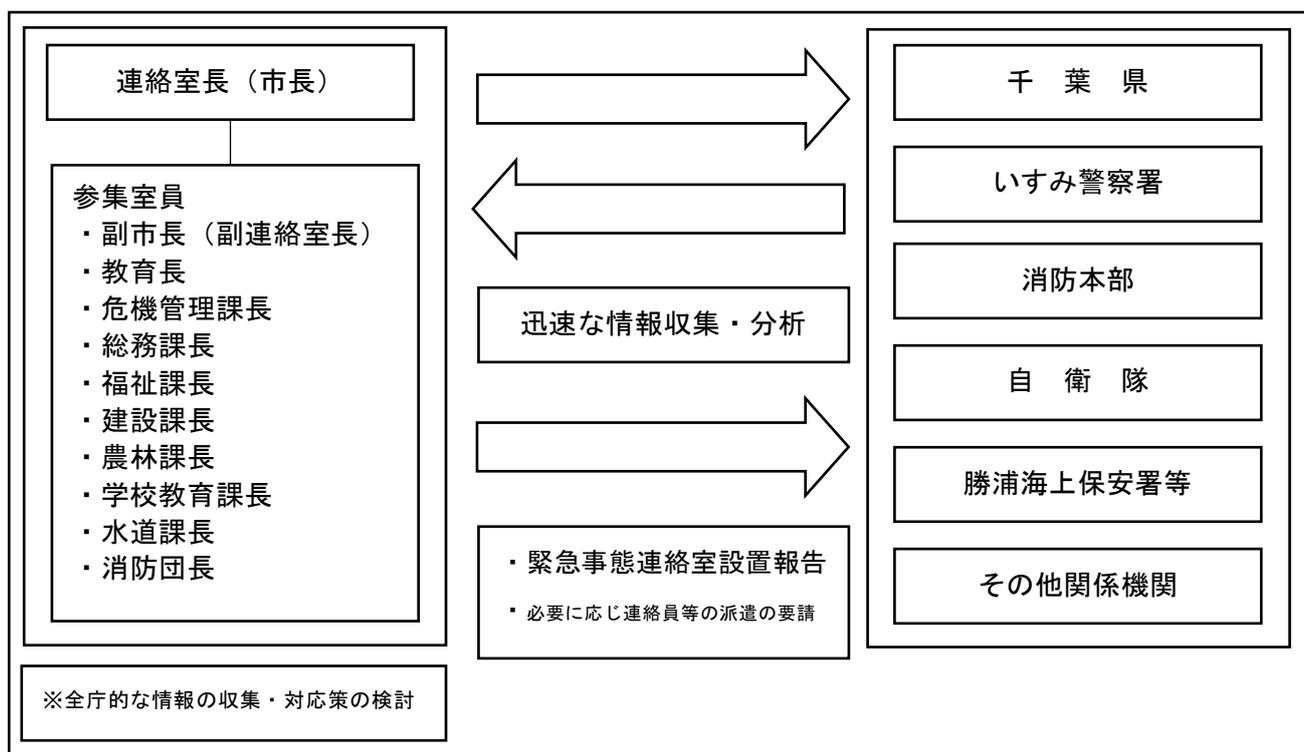
イ 「担当課体制」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集・分析に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

ウ 危機管理課長は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、担当課体制を解除する。

## (2) 国民保護等連絡室の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及びいすみ警察署に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため「国民保護等連絡室」を設置する。

### 【市緊急事態連絡室の組織構成】



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

※消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

イ 「国民保護等連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに「国民保護等連絡室」を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、「国民保護等連絡室」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

## (3) 初動措置の確保

市は「国民保護等連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況

を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

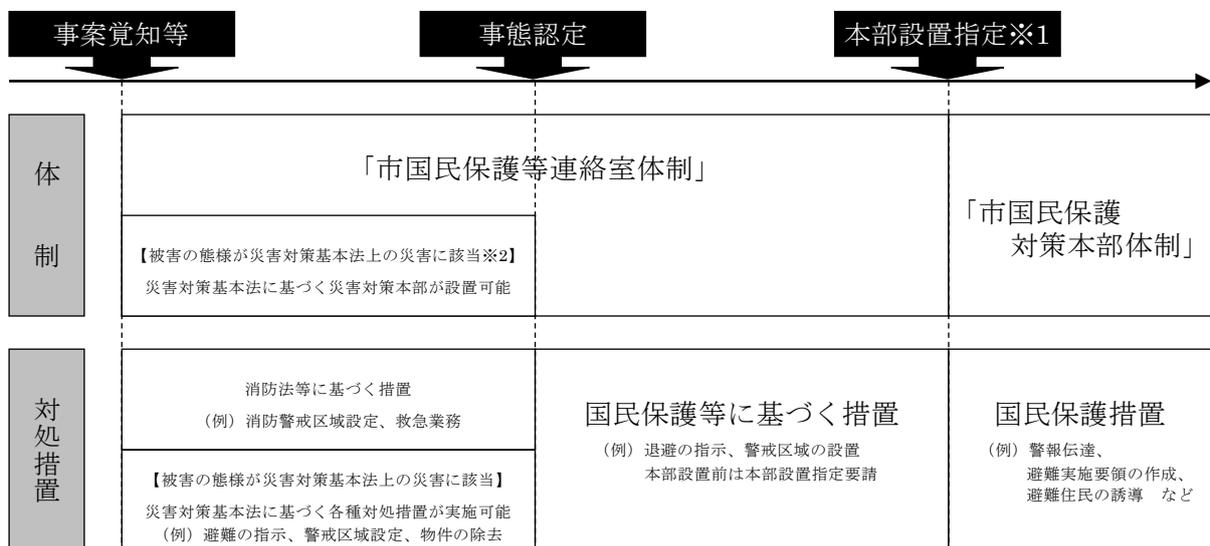
(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

「国民保護等連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護等連絡室」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】：災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合が多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害の他、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶の事故等とされている。

## 2. 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を配備、又は「国民保護等連絡室」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1. 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部を設置する場合の手順

##### ア 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に「国民保護等連絡室」を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

##### イ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局（危機管理課）は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

※【一斉参集システム】：大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

##### ウ 市対策本部の開設

市対策本部事務局（危機管理課）は、市役所大原庁舎3階大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始するものとする。なお、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段の状態を確認しておくこととする。

また、市長は、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### エ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### オ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

### 【代替施設の指定】

第1位 大原文化センター

第2位 大原中学校

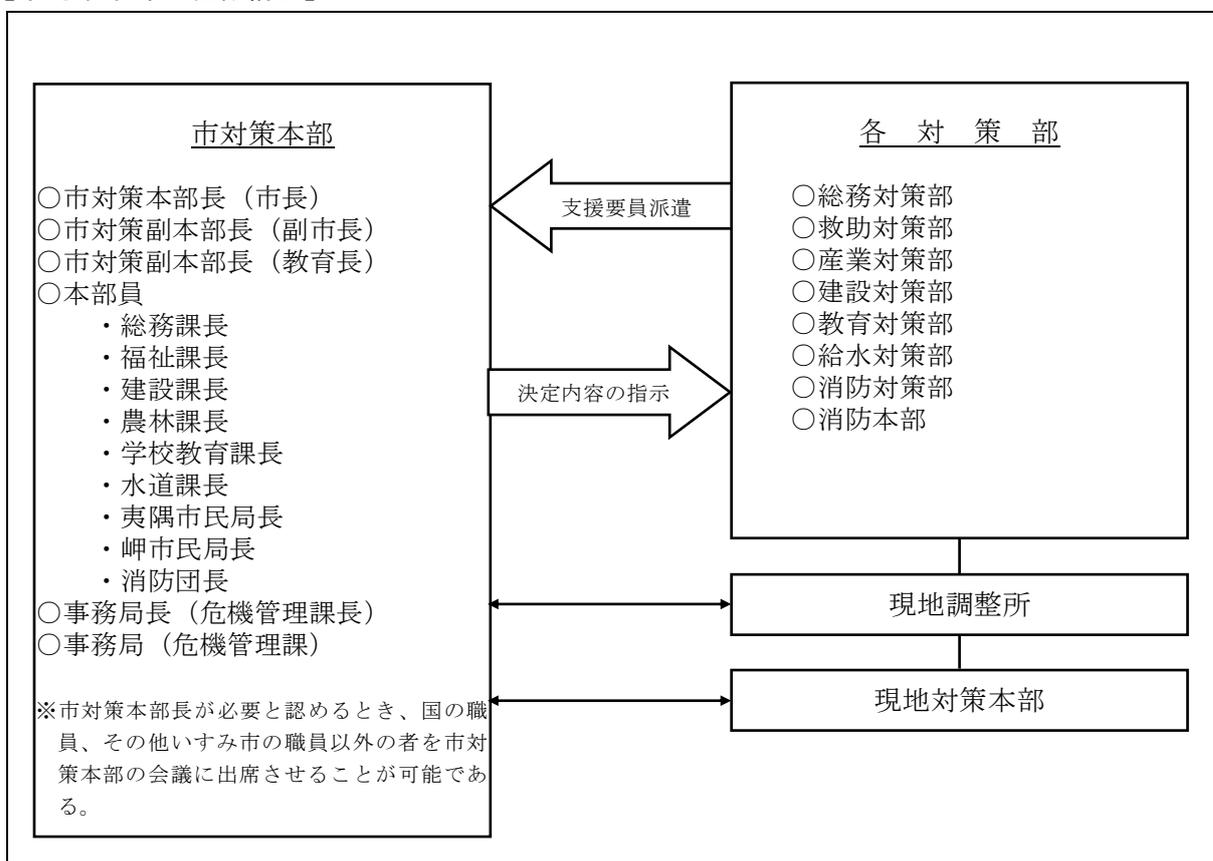
#### (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

#### (3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

### 【市対策本部の組織構成】



【市対策本部長の補佐機能の編成】

各対策部名	機 能
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・収集した情報を踏まえて、市対策本部が行う重要な意思決定への補佐</li> <li>・市対策本部長が決定した方針に基づく、各部への具体的な指示伝達に関する事項</li> <li>・市が行う国民保護措置に関する調整・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</li> <li>・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊派遣要請に関する事項</li> </ul>
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信回線や通信機器の確保に関する事項</li> <li>・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関する事項</li> <li>・市対策本部員や市対策本部職員のパフォーマンス管理・市対策本部員の食糧の調達等庶務に関する事項</li> <li>・車両の運行管理、燃料等物品調達に関する事項</li> </ul>
救助対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約、照会回答 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況</li> <li>○安否情報 ○その他収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置の記録</li> </ul>
産業対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部長が決定した方針に基づく国民保護措置の実施。</li> <li>・現地状況の報告、生活関連施設の警戒・安全管理</li> <li>・住民の避難誘導、救援、避難所の開設等</li> </ul>
建設対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部長が決定した方針に基づく国民保護措置の実施。</li> <li>・現地状況の報告、生活関連施設の警戒・安全管理</li> <li>・住民の避難誘導、救援、避難所の開設等</li> </ul>

【市の各対策部の武力攻撃事態等における業務】

各対策部名	課 名	業 務
事務局	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・市国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・備蓄物資に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修及び訓練に関する事</li> <li>・国民保護に関する各部局間の調整に関する事</li> <li>・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事</li> <li>・避難指示等の指示に関する事</li> <li>・その他各対策部に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
総務対策部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員及び服務に関する事</li> <li>・防災行政無線等による住民広報に関する事</li> <li>・市民からの情報等の対応に関する事</li> </ul>
	財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策関係予算に関する事</li> <li>・災害対策用物資の調達及び資材の購入に係る契約に関する事</li> <li>・車両の調達及び管理に関する事</li> <li>・輸送関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・庁舎の点検、整備及び復旧に関する事</li> <li>・市有財産の被害の取りまとめに関する事</li> <li>・通信の確保に関する事</li> </ul>
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の減免及び徴収猶予に関する事</li> <li>・その他税対策に関する事</li> </ul>

総務対策部	企画政策課 企業誘致・魅力づくり室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報及び被災情報の収集・広報体制の整備に関すること</li> <li>・特殊標章の交付体制に関すること</li> </ul>
	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害時に係る会計事務に関すること</li> <li>・その他会計課内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> <li>・総務対策部内又は他の部の応援に関すること</li> </ul>
	選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> <li>・総務対策部内又は他の部の応援に関すること</li> </ul>
	監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査委員事務局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> <li>・総務対策部内又は他の部の応援に関すること</li> </ul>
	夷隅地域市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部その他関係機関との連絡体制の整備に関すること</li> <li>・夷隅地域市民局の職員配備に関すること</li> <li>・夷隅地域の被害状況の収集及び本部への報告に関すること</li> <li>・その他夷隅地域市民局に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
	岬地域市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部その他関係機関との連絡体制の整備に関すること</li> <li>・岬地域市民局の職員配備に関すること</li> <li>・岬地域の被害状況の収集及び本部への報告に関すること</li> <li>・その他岬地域市民局に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
救助対策部	福祉課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・乳幼児等の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・救援物資に関すること</li> <li>・赤十字標章の交付体制に関すること</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること</li> <li>・その他救助対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
	健康高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・その他救助対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
	市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡届、埋火葬に関すること</li> <li>・その他救助対策部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関すること</li> <li>・その他救助対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> </ul>
産業対策部	農林課 水産商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業施設等の災害対応体制の整備に関すること</li> <li>・漁港・港湾施設に関すること</li> <li>・物資運送に関すること</li> <li>・商工労働団体、機関との連絡調整に関すること</li> <li>・その他産業対策部内に関する武力攻撃災害対応に関すること</li> </ul>
	農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業施設等の災害対応体制の整備に関すること</li> <li>・その他農業委員会内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</li> <li>・産業対策部内の応援に関すること</li> </ul>

建設対策部	建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁に関する事</li> <li>・河川、ダムに関する事</li> <li>・公園施設に関する事</li> <li>・応急仮設住宅等の確保及び修理に関する事</li> <li>・その他建設対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
給水対策部	水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設に関する事</li> <li>・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関する事</li> <li>・その他給水対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
教育対策部	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び教育施設に関する事</li> <li>・児童・生徒等の安全、避難等に関する事</li> <li>・学用品の確保、調達に関する事</li> <li>・その他教育対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保護に関する事</li> <li>・社会教育施設の被害調査及び対策に関する事</li> <li>・その他教育対策部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> <li>・避難所の開設に関する事</li> <li>・避難所の開設・運営支援に関する事</li> </ul>

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### ※【市対策本部における広報体制の例】

###### ①広報責任者の設置

- ・武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

###### ②広報手段

- ・市報誌等の誌紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

###### ③留意事項

- ・広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ・市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ・都道府県と連携した広報体制を構築すること。

**【放送要請協定機関】**

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会 千葉放送局(放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-311-3100	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7878	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-1111	03-3287-7696

**【報道要請協定機関】**

報道機関名	所在地	電 話
千 葉 日 報 社	千葉市中央区中央 4-14-10	043-222-9211
朝 日 新 聞 社	千葉市中央区中央 3-10-4	043-223-1911
毎 日 新 聞 社	千葉市中央区千葉港 7-3	043-247-0505
読 売 新 聞 社	千葉市中央区中央 4-15-3	043-225-2001
産 経 新 聞 社	千葉市中央区中央 4-17-3	043-225-2171
東 京 新 聞 社	千葉市中央区中央 3-4-8	043-224-8155
日 本 経 済 新 聞 社	千葉市中央区中央 4-14-9	043-227-4346
日 刊 工 業 新 聞 社	千葉市中央区新町 19-13	043-245-2711
日 本 工 業 新 聞 社	千葉市中央区中央 4-17-3	043-227-0651
時 事 通 信 社	千葉市中央区中央 4-15-1	043-224-2011
共 同 通 信 社	千葉市中央区中央 4-14-9	043-227-4466
日本テレビ放送網(株)	東京都港区東新橋 1-6-1	03-6215-4444
(株)東 京 放 送	東京都港区赤坂 5-3-6	03-3746-1111
(株)フジテレビジョン	東京都港区台場 2-4-8	03-5500-8888
全 国 朝 日 放 送 (株)	東京都港区六本木 6-9-1	03-6406-1111

(5) 市現地対策本部の設置

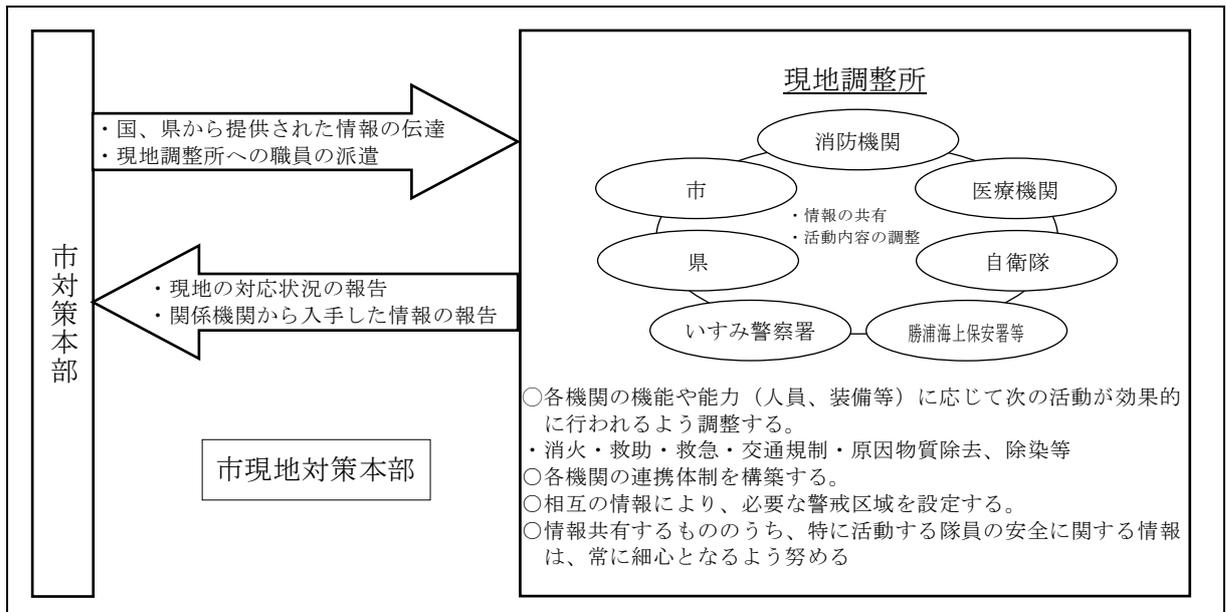
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、いすみ警察署、勝浦海上保安署等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる）。
- ② 現地調整所は、事態発生の際において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

#### (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

##### エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

##### オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び都道府県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2. 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 第3 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市の連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1. 国・県の対策本部との連携

##### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

#### 2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### (1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

##### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

#### 3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

##### (1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

ア 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

イ 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

#### 4. 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

##### (1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

##### (2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

##### (3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6. 市の行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7. ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を市対策本部、県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表するよう努める。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8. 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は住民の自発的な意志に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

ア 避難住民の誘導及び救援等

イ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

ウ 保健衛生の確保

## 第4 警報及び避難の指示等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、使用可能なあらゆる媒体や手段を駆使して正確な情報を適時かつ的確な方法により、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知等とともに、避難の措置を行うことについて、以下のとおり定める。

### 1. 警報の通知及び伝達

#### (1) 警報の内容の伝達等

##### ア 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

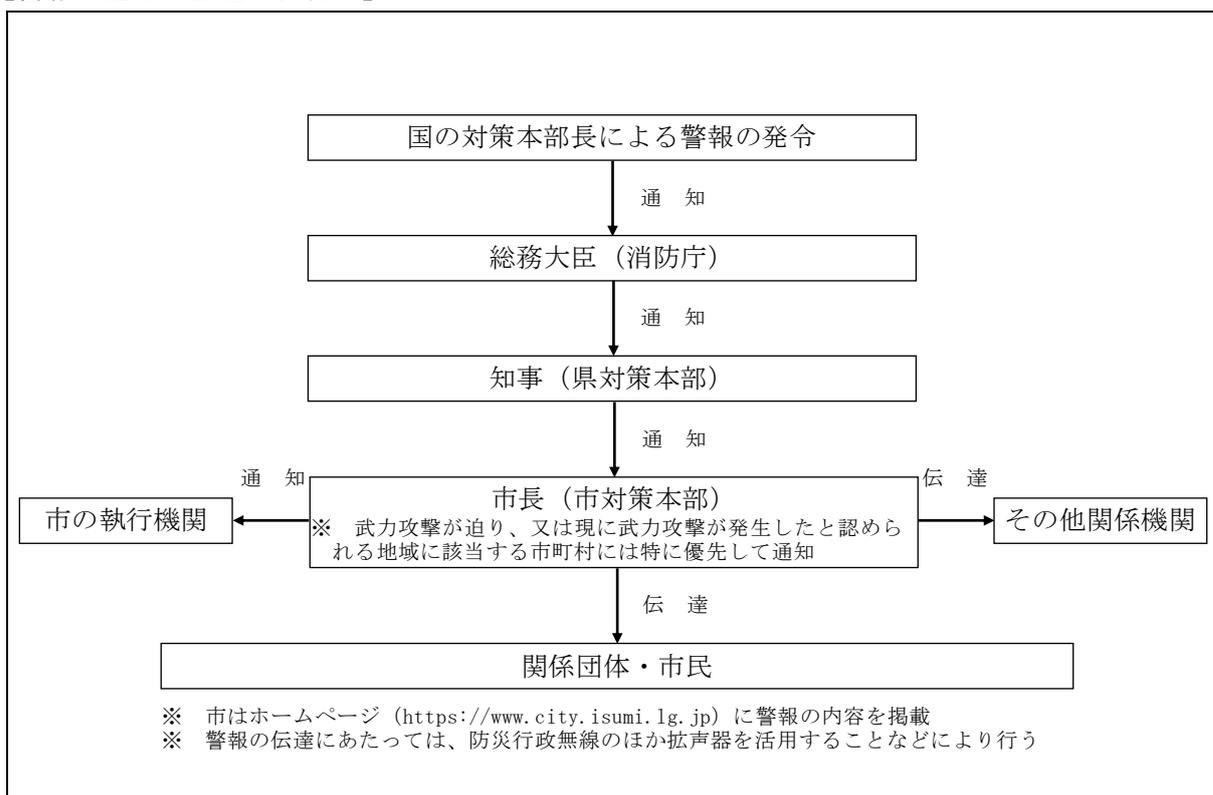
なお、警報内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、市に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、警報内容を通知する。

##### イ 警報の内容の通知

(ア) 市は、当該市の他の執行機関及びその他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

(イ) 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.isumi.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

#### 【警報の通知・伝達の仕組み】



## (2) 警報伝達の基準及び伝達方法

ア 市は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。なお、その手段は以下のとおりとする。

- (ア) サイレン（緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT））等
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) 自治会、自主防災組織、消防団を通じた伝達
- (エ) 広報車
- (オ) ホームページ
- (カ) ファクシミリ

イ 市警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- (ア) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合  
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- (イ) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合  
この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

ウ 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、いすみ警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、いすみ警察署と緊密な連携を図る。

エ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

オ 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。なお、その他は警報の発令の場合と同様とする。

(3) 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

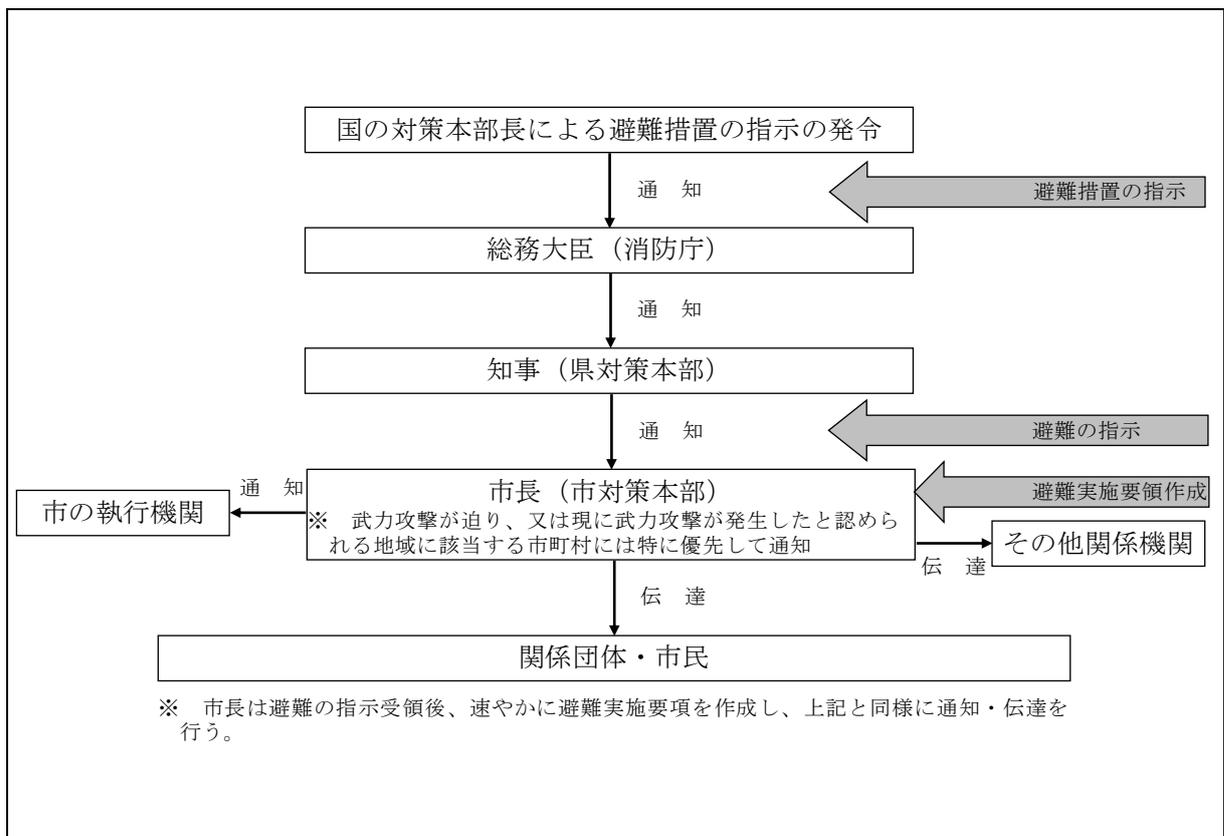
## 2. 避難住民の誘導等

### (1) 避難の指示の通知・伝達

ア 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

イ 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

#### 【避難の指示の流れ】



### (2) 避難実施要領の策定

#### ア 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、いすみ警察署等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のひな型の中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には直ちに避難実施要領の内容を修正する

イ 避難実施要領に定める事項

- (ア) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- (イ) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- (ウ) その他避難の実施に関し必要な事項

ウ 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- (ア) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位  
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- (イ) 避難先  
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- (ウ) 一時集合場所及び集合方法  
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- (エ) 集合時間  
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- (オ) 集合に当たっての留意事項  
集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- (カ) 避難の手段及び避難の経路  
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- (キ) 市町村職員、消防団員の配置等  
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- (ク) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応  
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- (ケ) 要避難地域における残留者の確認  
要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
- (コ) 避難誘導中の食糧等の支援  
避難誘導中に避難住民へ、食糧・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。
- (サ) 避難住民の携行品、服装  
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- (シ) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領のイメージ】 ※個々の事態における避難実施要領（例）は資料編参照

避難実施要領（案）

千葉県いすみ市長  
〇月〇日現在

1. 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

いすみ市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) いすみ市のA地区の住民は、B市のB地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：いすみ市A1地区の住民は、いすみ市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：いすみ市A1地区の住民は、〇〇鉄道〇〇線A駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、A駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又はA通りを使用すること。集合後は、〇日〇時〇分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B駅到着後は、B市職員及びいすみ市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B高校体育館に避難する。

船舶の場合：いすみ市A1地区の住民は、いすみ市大原港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇日〇時〇分発B市B1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

---以下略---

- (2) いすみ市のA2地区の住民は、B市のB地区にあるB市立B2高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

---以下略---

2. 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食糧等支援要員等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難を行う。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

### 3. その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食糧品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。
  - ・ いすみ市危機管理課
  - ・ TEL 0470-62-2000
  - ・ FAX 0470-63-1252

---以下略---

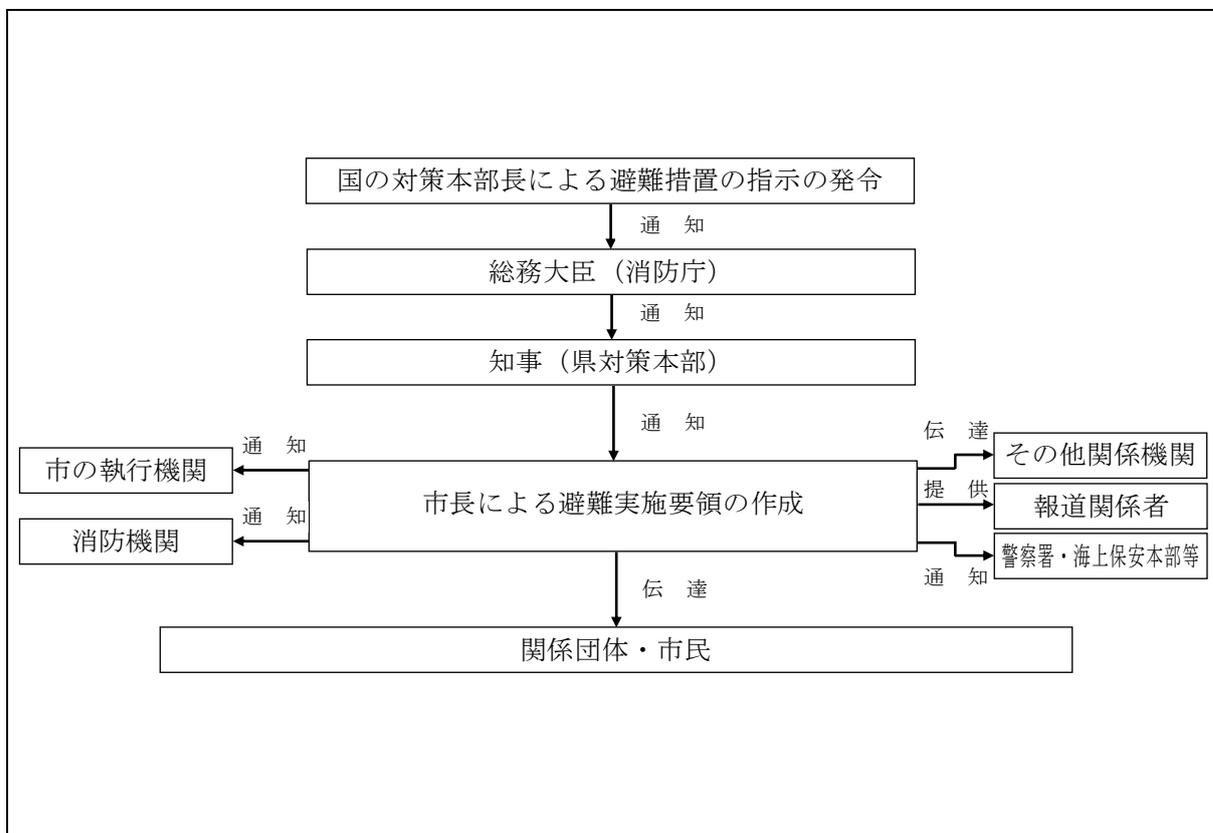
#### エ 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、いすみ警察署長、勝浦海上保安署長等及び自衛隊千葉地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

#### 【報道機関への避難実施要領の通知・伝達】



### (3) 避難住民の誘導

#### ア 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長を指揮し、消防本部消防長と協力し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### イ 消防機関の活動

市長は、消防本部消防長に対し、消防本部及び消防署が、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うよう要請する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### ウ 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、いすみ警察署長、勝浦海上保安署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### エ 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

オ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

カ 避難行動要支援者への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

キ 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

ク 避難所等における安全確保等

市は、いすみ警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、いすみ警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

ケ 動物の保護等に関する配慮

市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

(ア) 危険動物等の逸走対策

(イ) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

コ 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、いすみ警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

サ 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に

注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### シ 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては県対策本部長にその旨を通知する。

#### ス 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる

#### セ 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

### (4) 避難にあたって配慮する事項

#### ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合

(ア) 弾道ミサイルは極めて短時間で我が国に着弾することが予測されることから、県は、国及び市町村の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

(イ) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難措置の指示の通知の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示・誘導を行う。

(ウ) 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(ア) 県の対策本部長による避難措置の指示の通知が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。）

(イ) ゲリラによる急襲的な攻撃により、県の対策本部長による避難措置の指示の通知を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示（※）、警戒区域の設定等を行い危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

※【待避の指示について】：退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。

(ウ) ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、勝浦海上保安署等及びいすみ警察署等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

## ウ 着上陸侵攻や航空機攻撃の場合

(ア) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。

(イ) このため、着上陸侵攻や航空機攻撃に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、大規模な避難に伴う混乱発生の防止や住民の避難のための運送力の確保に努める。

## エ NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ）の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。さらに、県の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、市長は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

## カ 中山間地域等における住民の避難

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、中山間地域など公共交通機関が限られている地域などにおける住民の避難について、市長は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、いすみ警察署等の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるものとする。

## 第5 救 援

市は、県と連携して、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の措置について、以下のとおり定める。

### 1. 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

※【着上陸侵攻への対応】：大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

### 2. 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3. 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。

市長は「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

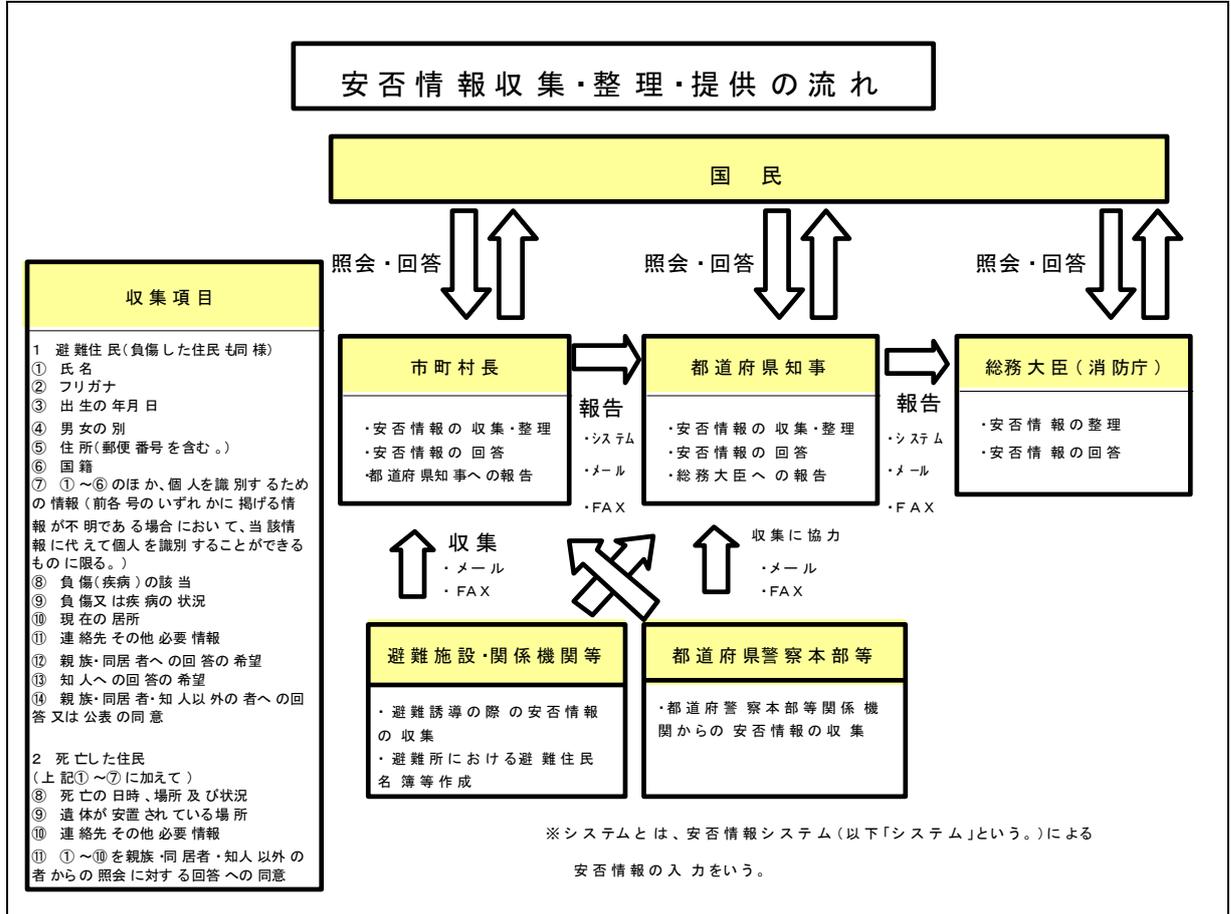
(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

### 【安否情報の収集・整理及び提供の流れ】



### 1. 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、いすみ警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2. 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する【様式第3号安否情報報告書】に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3. 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する【様式第4号 安否情報照会書】に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する【様式第5号 安否情報回答書】により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### (3) 個人情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4. 日本赤十字社に対する協力

市は、外国人に関する安否情報を整理し、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 5. 市における安否情報の収集及び提供の基準

### (1) 市による安否情報の収集

市による安否情報の収集は、1 (1)の情報や、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。また、市は、1 (3)の留意点を踏まえあらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求める。

### (2) 市による安否情報の報告及び照会に対する回答

市による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行う。

## 第7 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項及び措置の実施について、以下のとおり定める。

### 1. 生活関連等施設の安全確保等

#### (1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### ア 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### イ 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### ウ 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。

#### (2) 武力攻撃災害の兆候の通報

##### ア 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### イ 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

#### (3) 生活関連等施設の安全確保

##### ア 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

#### イ 施設管理者に対する措置の要請

市長は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対して随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

#### ウ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、いすみ警察署、勝浦海上保安署等、消防機関等その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

### (4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び排除

#### ア 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、消防本部に対し、危険物質等の取扱者に武力攻撃災害発生防止のため、以下の措置を講ずべきことを命ずるよう要請する。

- (ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法 12 条の 3）
- (イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法 103 号第 3 項第 2 号）
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法 103 号第 3 項第 3 号）

#### イ 施設管理者に対する措置の要請

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、アの（ア）から（ウ）の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

### (5) 市による事前措置

市は、武力攻撃災害が発生した場合、被害を拡大させる恐れがある設備又は物件の所有者や管理者に対して、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、設備・物件の除去、その他必要な措置を講じることを指示することができる。

## 2. NBC（核兵器・生物兵器・化学兵器）攻撃による災害への対処

### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、いすみ警察署、勝浦海上保安署等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

#### イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、いすみ警察署等の関係機関と連携して、保健福祉センターによる消毒等の措置を行う。

#### ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び消防本部の管理者の権限

市長又は消防本部の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、いすみ警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【法第 108 条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対象物件等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防本部の管理者は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【権限を行使する際の通知又は掲示事項】

	通知又は掲示事項
1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合には、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 措置に必要な土地等への立入

市長は、放射性物質等による汚染の拡大防止措置を講ずるため必要があると認めるときは職員に他人の土地建物その他の工作物又は船舶もしくは航空機（以下、「土地等」という）に立ち入らせることができる。

なお、当該職員が他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめその旨を当該土

地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。また、他人の土地等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(7) 要員の安全の確保

市長又は消防本部の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

### 3. 応急措置等

#### (1) 退避の指示

##### ア 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

なお、市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から避難場所へ退避するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示する。

※【退避の指示について】：退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【屋内退避の指示について】：市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

##### イ 退避の指示に伴う措置

(ア) 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

(イ) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

##### ウ 安全の確保等

(ア) 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、いすみ警察署及び勝浦海上保安署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

(イ) 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じていすみ警察署、勝浦海上保安署等、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

(ウ) 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## (2) 警戒区域の設定

### ア 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】：警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### イ 警戒区域の設定に伴う措置等

(ア) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所におけるいすみ警察署、勝浦海上保安署等、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

(イ) 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(ウ) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、いすみ警察署、勝浦海上保安署等、消防機関等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

(エ) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### ウ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## (3) 応急公用負担等

### ア 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを

指示する。

#### イ 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (ウ) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

#### (4) 消防に関する措置等

##### ア 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、いすみ警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

##### イ 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

##### ウ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

##### エ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、「ウ」による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

##### オ 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊

の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### カ 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### キ 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### ク 安全の確保

- (ア) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、いすみ警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- (イ) その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、いすみ警察署、勝浦海上保安署等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- (ウ) 被災地以外の市町村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- (エ) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (オ) 市長は、現場で活動する消防団員及び市職員等に対し、水防管理者は現場で活動する水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

## 第8 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 被災情報の収集及び報告

ア 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 市は、情報収集に当たっては消防機関、いすみ警察署、勝浦海上保安署等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

ウ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

エ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防、衛生状態の改善への配慮等を行う。また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。

さらに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下によって引き起こされる感染症等の発生予防及びまん延防止のため避難住民等に対する啓発活動、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は地域防災計画の定めに準じて水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## (6) し尿処理対策

ア 市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施する。また、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。

イ 市は県の協力の下に仮設(簡易)トイレを速やかに設置するとともに十分な衛生管理を行う。

ウ 市は、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

## 2. 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

### (2) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、「ア」により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## 第10 国民生活の安定に関する措置

市が実施する国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1. 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談体制を充実する。

### 2. 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### (3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

#### (4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者事業者等に応じた対応を実施する。

### 3. 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給に係る需要者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路及び漁港等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

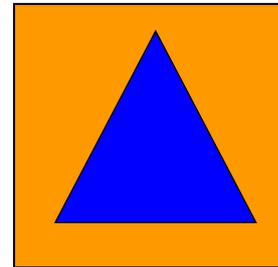
## 第 1 1 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。



【特殊標章】

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

※【特殊標章等の意義について】：1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両船舶航空機等（以下この章において「場所等」という）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

<表面>

	（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

<裏面>

身長/Height_ _ _ _ _	眼の色/Eyes_ _ _ _ _	頭髪の色/Hair_ _ _ _ _
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

### 【身分証明書のひな型】

（日本工業規格 A 7：横74ミリメートル，縦105ミリメートル）

## (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱例及び消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱例平成 17 年 10 月 27 日消防国第 30 号国民保護室長通知）を参考）。

### ア 市長

- ・市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### イ 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ウ 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。